

市民文化活性化のための備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民文化の活性化を促進するため、鳴門市の所有する音響機器、照明機器、映像機器等の備品(以下「機器」という。)を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(機器の種類)

第2条 貸出しを行う機器は、文化交流推進課(以下「担当課」という。)が保管する機器のうち別表第1のとおりとする。

(貸出対象者等)

第3条 機器は、市内に居住する者又は次に掲げる市内の団体等(以下「団体等」という。)が主催する事業において使用する場合に貸出すものとする。

- (1) 自治振興会、町内会等の自治関係団体
- (2) PTA、子ども育成会、幼稚園、保育園の保育士会等の教育・福祉関係団体
- (3) 体育協会、文化協会、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (4) 交通安全運動、防犯運動等の市民活動団体
- (5) 老人クラブ
- (6) ボランティア団体
- (7) その他市長が特に認めるもの

2 前項に規定する事業とは、文化活性化のために行われるイベント等とし、次のいずれかに該当する事業については、機器の貸出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 特定の教派、宗教もしくは教団を支援する事業
- (4) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

(申請及び貸出承認)

第4条 機器の借受けを希望する団体等は、原則として借受日の3月前から前日までに担当課に事前予約を行い、その後市民文化活性化のための備品(音響・照明・映像機器等)貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に所定の事項を記載して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けて承認又は不承認を決定したときは、市民文化活性化のための備品(音響・照明・映像機器等)貸出(承認・不承認)書(様式第2号)により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(機器の引渡し)

第5条 市長は、前条に規定する承認を受けた者(以下「借受者」という。)に対し、物品預り証(様式第3号)を徴したのちこれを引渡しするものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、市長が必要と認める場合はその限りではない。

(使用料等)

第7条 機器の使用料は無料とする。ただし、市長は実費として申請書提出時に1件あたり保険料300円を徴収するものとする。

(貸出取消)

第8条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取消することができる。

- (1) 要綱に違反したとき。
- (2) 災害等やむを得ない事情が生じたとき。
- (3) その他、市長が必要であると認めるとき。

(管理責任等)

第9条 借受者は、機器の貸出しについて、担当課の指示に従うものとし、機器を善良に管理するものとする。

- 2 借受者は、申請時の目的以外に使用し、又は転貸してはならない。
- 3 借受者は、使用が終わり次第、速やかに、貸出時の原状に復したのち返却するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が、自己の責任により機器を毀損又は故障させた場合は、借受者は責任をもって弁償又は修繕を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。